

岐阜県公報

令 和 二 年 五 月 八 日 (金曜日)

目 次

公安委員会規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う岐阜県道路交通法施行規則の規定の読み替えに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

(交通企画課) 二七一
（ページ）

令和二年五月八日

公安委員会規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う岐阜県道路交通法施行規則の規定の読み替えに関する規則の一部を改正する規則

岐阜県公安委員会
委員長 林 正子

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う岐阜県道路交通法施行規則の規定の読み替えに関する規則の一部を改正する規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う岐阜県道路交通法施行規則の規定の読み替えに関する規則

(行政管理課) 二七八
(道路維持課) 二七八

公安委員会告示

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程の一部改正

(交通企画課) 二七八
（ページ）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う岐阜県道路交通法施行規則の規定の読み替えに関する規則の一部を改正する規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う岐阜県道路交通法施行規則の規定の読み替えに関する規則 (平成十四年岐阜県公安委員会規則第十四号) の一部を次のように改正する。

本則の第十二条の三第一項の項及び第十二条の三第二項の項中「第三条第七号」を「第三条第八号」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

土地改良区の定款の変更認可
土地改良区の定款の変更認可

(岐阜農林事務所) 二七八
(西濃農林事務所) 二七九

告示

岐阜県告示第二百八号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百五十二条の三十六第一項の規定により次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第六項の規定により告示する。

令和二年五月八日

岐阜県知事 古田

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 一 契約の期間の始期 | 令和二年四月一日 |
| 二 費用の額の算定方法 | 基本費用、執務費用及び実費を合算した額 |
| 三 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告提出後に一括払（ただし、必要に応じて前金払をする。） |

一	契約の期間の始期	令和二年四月一日
二	費用の額の算定方法	基本費用、執務費用及び実費を合算した額
三	費用の支払方法	監査の結果に関する報告提出後に一括払（ただし前金払をする。）
四	契約の相手方	住所 岐阜市則武西一丁目一六番一〇 四〇一号 氏名 関 深博

資格 氏名
弁護士 堀 雅

岐阜県告示第一百九号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、令和二年五月八日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月八日

岐阜県知事
古田

類の道種路
路線名
区間
ルート延長
供用開始の期日
備考はの区域の又月の日告か年更定期区変決示ほ

公安局委員會告示

岐阜県公安委員会告示第二号

(平成二十五年岐阜県公安委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

令和二年五月八日

第三条第一号中「第五条」を「第六条」に改める。

附
則

この規程は、令和一年五月一日から施行する。

公示

土地改良団の定款の変更認可

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年五月八日

岐阜県知事
古田
監

土 地 改 良 区 名 認 可 年 月 日

桑原輪中土地改良区	令和二・四・一八
-----------	----------

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年五月八日

岐阜県知事 古田 肇

福束輪中土地改良区	土 地 改 良 区 名
令和二・四・一三	認 可 年 月 日

令和二年五月八日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社